

平成 22 年 10 月 13 日

第 36 回 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会結果概要

1 報告事項

(1) 地震発災時等に備えた協力体制の強化・推進

県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会から、大規模地震発生時の救援物資等に関する課題への対応、業務継続計画の策定に係る研究、大規模地震発生時の高層ビル等の対策の検討、富士山火山噴火に伴う降灰対策の検討、相模原市の新規加入に伴う相互協力のあり方の再検証について報告を受けた。

2 協議事項

(1) 地方分権改革の推進について

地方の意見を最大限尊重した改革を進め、真の分権型社会が実現されるよう、国の出先機関の原則廃止も含めた地方への大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの廃止や、分権型社会にふさわしい税財政制度の構築を図ること等について意見交換をし、「地方分権改革の実現に向けた提言」をとりまとめ、国に対して提言することとした。(資料 1)

また、「首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現について」の意見をとりまとめ、発表した。(資料 2)

(2) 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実について

我が国の国際競争力の強化に向けて首都圏の空港政策をさらに推し進めるよう、羽田空港の国際線機能の充実、羽田空港を核としたまちづくりや空港周辺のアクセス整備、また、成田・羽田両空港の一体的運用などについて、国に対して申し入れることとした。(資料 3)

3 意見交換

(1) 環境啓発施設を活かした環境学習の推進について

次世代を担う子ども達が、環境教育・環境学習を通じて、地球温暖化をはじめとする環境問題についての理解を深めるために、四州市に立地する環境啓発施設や既存の取組を活かした環境学習の推進について、四団体で連携して具体的な内容を検討することとした。

- (2) 水源地域と都市をつなぐ水源環境の保全・再生と地域振興について
水源地域を取り巻く諸問題について、課題解決に向けて四州市が協調・連携した中で取り組んでいけるよう、引き続き情報交換を行っていくこととした。
- (3) 多世代近居支援のまちづくり～駅近子育て・高齢者施設整備による地域再生～
地域のコミュニティを維持再生し、多世代が安心して地域に住み続けられる環境づくりを進めるため、規制緩和等の方策について意見交換を行い、今後、新たな制度の構築に向けて、四団体が連携して検討していくこととした。
- (4) 待機児童対策に向けた取組について
総合的な待機児童対策に取り組むため、県有地・県施設の有効活用及び「安心子ども基金」の成果について意見交換すると共に、基盤整備にかかる財源の確保及び制度の改善提案を国へ要望することとした。(資料4)
- (5) その他
「技能ルネッサンス！かながわ2010」の開催について、神奈川県から紹介があった。
相模原市シティセールスコピー「潤水都市 さがみはら」のロゴデザイン決定について、相模原市から紹介があった。
川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム及び二ヶ領用水竣工400年について、川崎市から紹介があった。
2010年日本APEC横浜開催について、横浜市から協力の要請があった。

地方分権改革の実現に向けた提言

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の四州市は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、これまで地方分権改革に積極的に協調・連携して取り組んできた。

現在、国においては、地域のことは地域住民が決める地域主権改革を進めており、地域主権戦略会議を中心とした体制のもとで、「地域主権戦略大綱」に示された諸課題に取り組んでいる。

年内には国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）に係る「アクション・プラン（仮称）」の策定や一括交付金の制度設計が、平成 23 年の通常国会には義務付け・枠付けの見直し等に係る一括法案の提出が予定されている。また、これらの改革の取組の成果等を踏まえ、平成 24 年夏には「地域主権推進大綱（仮称）」の策定が予定されている。

今後の地方分権改革については、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の意見を最大限尊重した改革を進められることを強く期待するものである。

そこで、我々四州市は、これまでの取組を踏まえ、真の分権型社会の実現に向け、国に対し、次のことを提言する。

1 国と地方の役割分担の徹底した見直しによる地方への権限移譲を

(1) 国と地方の役割分担については、「補完性の原則」に基づき、徹底した見直しを行い、地方にとって行政サービスの実質的な決定権の拡大につながることを第一として、「地域主権戦略大綱」で示された内容にとどまらず、地方への大幅な権限移譲を進めること。また、権限移譲に当たっては、確実に、必要な税財源等を一体的に移譲すること。

(2) 「地域主権戦略大綱」で示された「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」の内容は、地方分権の理念からは不十分である。地方自治体の自主性を強化し、政策面・制度面で自由度を拡大するため、国による関与、義務付け・枠付けの廃止を原則とし、完全に廃止しがたい場合にあっては、条例への委任又は条例による補正を可能とするなど、条例制定権を拡大する更なる見直しを行うこと。なお、見直しを行う際は、地方の意見を十分踏まえ、地方自治体の裁量の余地の乏しい「従うべき基準」の設定は原則として行わないこと。

また、現在、継続審議中の地域主権推進一括法案については早期に成立させること。

(3) 国の出先機関については、改革に係る「アクション・プラン（仮称）」の策定に当たり、国と地方の適切な役割分担に基づき、廃止を原則とし、人員の削減を含めた抜本的な事務事業の見直しを行い、都道府県・指定都市への大幅な権限と税財源の移譲を積極的に行うこと。

また、人員の移管については、国以上に大幅な職員定数の見直しを行っている地方の現状や意見を十分に反映すること。

2 真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築を

(1) 地方が自主的かつ自立的に行財政運営を行えるよう、地方消費税の充実

など複数の基幹税からの税源移譲について、具体的な工程を明示し、地方の役割分担に見合う地方税源の充実強化を行うこと。

- (2) 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。
また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げ等によって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。
- (3) 地方自治体間の財政力格差の是正については、地方交付税総額の充実をはじめ、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこととし、地方法人特別税は、速やかに地方税として復元すること。
- (4) 一括交付金化については、あくまで税源移譲までの経過措置とし、速やかに税源移譲までの工程を明確にすること。さらに、平成 24 年夏を目途に策定される「地域主権推進大綱（仮称）」に明記すること。
また、その制度設計に当たっては、一括交付金では地方自治体間の財政調整は行わず、各団体の施策・事業の必要額を十分に確保するとともに、府省の枠を超えた「一括」の交付金としてその用途は地方の裁量に任せること。
- (5) 国において新たな施策や制度改正を実施する場合は、事務費用も含め、国が責任をもって全額を負担し、地方に財政的な負担を生じさせないこと。特に、子ども手当については、児童手当を廃止した上で新たな制度として再構築し、国がその全額を負担すること。
なお、平成 22 年度の子ども手当に係る地方特例交付金については、地方負担が増大しないよう所要額を全額措置すること。

3 国と地方の協議の場の早期法制化を

国と地方が対等な立場で協議を行い、地方の意見を反映させるため、国と地方の協議の場に関する法律案を早期に成立させ、法定の協議の場として開催すること。協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、地方における検討期間を十分に確保するなど実効性のあるものとし、国の意思決定直前に開催するなどの形式的な運用は断じて行わないこと。

また、地方側の議員の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えて開催すること。

4 地方自治法の抜本改正を

現行の地方自治制度は、地方自治法等により地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっている。そこで、地域のことは地域住民が決めることができるよう、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を踏まえた新制度の構築に向け、早急に地方自治法を抜本改正すること。

平成 22 年 10 月 13 日

内閣総理大臣 菅 直人 様

内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 片山 善博 様

神奈川県知事	松 沢 成 文 子
横浜市 市長	林 文 孝 夫
川崎市 市長	阿 部 孝 俊
相模原市 市長	加 山 俊 夫

首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現について

神奈川県、横浜市及び川崎市は、首長の在任期間の制限について、平成 18 年 10 月以降 4 度にわたりアピールしてきたところであるが、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、相模原市を加え、本日、改めて、次のとおり意見を表明する。

首長の在任期間については、地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、多選制限の是非や具体的内容を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を早急に改正すること。

平成 22 年 10 月 13 日

神奈川県知事	松 沢 成 文
横浜市 長	林 文 子
川崎市 長	阿 部 孝 夫
相模原市 長	加 山 俊 夫

国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実について

10月21日の新滑走路等の供用開始を目前に控え、アジアや欧州・北米諸国との航空交渉が順調に合意に至るなど、羽田空港の国際化に向けた着実な進展が見られるところですが、我が国の国際競争力の強化や利用者の利便性の向上のためには、今後、国際線機能の一層の充実や、成田空港との一体的な運用など、大胆な空港政策を進める必要があります。

また、概ね10年後には再び満杯になると予想される首都圏の空港容量の拡大など、将来を見据えた対策にも取り組んでいかなければなりません。

併せて、羽田空港の再拡張・国際化を契機として、空港周辺の自治体はその効果を享受し、共存共栄していくための取組も緊急の課題になってきております。

こうした中、国においては、将来にわたって持続可能な国づくりを進めるため、国土交通省成長戦略会議において、徹底的なオープンスカイの推進や、首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化などの方針が示されました。また、空港周辺の自治体においても、羽田空港国際化の効果を最大限に発揮させる取組として、総合特区（仮称）制度への提案もしているところですが、首都圏の空港政策の充実に向け、特に、次の事項について積極的に取り組まれますよう、羽田空港再拡張事業への資金協力者である神奈川県・横浜市・川崎市の三団体として、さらに、相模原市を加えた神奈川に位置する四団体として、申し入れます。

1 羽田空港の国際線機能の充実等

我が国の国際競争力の強化に向けて、騒音等周辺環境への影響に配慮しつつ、次の項目について積極的に取り組むこと。

(1) 国際線の就航路線・発着枠などのさらなる充実

昼間時間帯の国際線の就航路線については、ASEAN諸国を含むアジア・太平洋地域、さらには世界の主要都市をカバーすることを視野に入れ拡大するとともに、現在、国内・国際線の配分が決定していない発着枠を積極的に国際線に振り向け、また、国際的な競争に見合う空港着陸料を設定するなど、羽田空港の国際線について一層の充実を図ること。

また、深夜早朝時間帯においても、昼間時間帯と同様、国際線のさらなる充実を図るとともに、利用者の移動手段確保のため、空港と各都市を結ぶバスなどの公共交通機関の充実や空港周辺の宿泊施設の整備などについて、国として主体的な取組を進め、利用者の利便性の向上に取り組むこと。

(2) 航空機騒音対策の実施

発着回数の拡大に伴い、新たに発生する航空機の騒音対策について、環境影響評価で示した環境保全措置を確実に実施するなど、さらなる騒音の軽減に取り組むこと。また、今後、先に提示された飛行ルートを変更する際には、周辺自治体と事前に協議するとともに、地元住民に十分説明する

こと。

(3) 将来の首都圏の空港容量拡大

将来の首都圏の空港容量の拡大にあたっては、国の負担と責任において取組を進めるとともに、神奈川四団体を含む関係自治体等の意見を十分に踏まえること。

2 羽田空港を核としたまちづくりや空港周辺へのアクセス整備に向けた取組

「羽田空港臨空都市懇談会」の場を活用し、空港を核としたまちづくりや空港周辺へのアクセス整備について意見交換を行うなど、24 時間国際拠点空港化を受け止めた多様な機能集積・拠点形成等、空港周辺の自治体がともに発展するための取組を、国の主導で、着実に進めること。

このような取組も踏まえ、「神奈川口構想」については、空港跡地の土地利用などとの調整を進め、連絡道路の整備を行うなど、構想の早期具体化を図るよう、国の主体的な取組を積極的に進めること。

3 首都圏空港の機能強化に向けた成田・羽田両空港の一体的運用の検討

首都圏における空港機能を強化・充実するため、超高速鉄道の整備等による成田・羽田両空港間、及び首都圏南部方面から両空港へのアクセス改善など、両空港を一体的に運用する検討を進めること。

平成 22 年 10 月 13 日

国土交通大臣 馬淵 澄夫 殿

神奈川県知事	松沢 成文
横浜市 長	林 文子
川崎市 長	阿部 孝夫
相模原市 長	加山 俊夫

待機児童対策に向けた取組に関する要望

国及び各自治体は、近年の首都圏における待機児童の増加を、共通の課題として深刻に受け止め、一刻も早く待機児童を解消するために、あらゆる手法を用いて、総合的な待機児童対策を進めています。

こうしたなか、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）については、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等や認定こども園等の新たな保育需要への対応、保育の質の向上のための研修などの実施により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを趣旨に、20年度から22年度までの運用を前提に始まった制度です。今年度で終了の予定ですが、昨今の待機児童の厳しい状況を勘案し、23年度以降においても引き続き、継続されることが現在検討されていると聞いております。

安心こども基金が創設されたことにより、保育所等の整備や家庭的保育が推進されたほか、保育の質の向上を図るための事業も充実しているところです。

しかし、増加する一方の保育ニーズに応えるためには、さらなる取組が必要です。そのため、次のとおり、制度の改善について要望します。

- 平成22年度末が事業実施期限となっている安心こども基金の継続もしくはそれに代わる財源の確保を行うこと。
- 安心こども基金は都道府県から市町村に交付される仕組みとなっているが、大都市では保育需要が逼迫しており、地域の実情に応じた効果的な施策を迅速に展開する必要がある。

このため、政令指定都市に基金の造成を認めるか、国から政令指定都市に対して、直接、包括的な財源を配分するなどの措置を講じること。

- 地方自治体が地域の実情に応じ、創意工夫を活かした取組を展開できるよう、地方自治体の単独保育施策への支援にも基金事業を活用できるようにするとともに、公民双方で急増する待機児童の受入れを拡大する必要があるので公立保育所の施設整備を「保育所緊急整備事業」の対象に加えること。

平成 22 年 10 月 13 日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

神奈川県知事	松 沢 成 文
横浜市 長	林 文 子
川崎市 長	阿 部 孝 夫
相模原市長	加 山 俊 夫